

第50号議案

豊川市国民健康保険条例及び豊川市母子家庭等医療費支給条例の一部改正について

豊川市国民健康保険条例及び豊川市母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成26年6月5日提出

豊川市長 山 脇 実

豊川市国民健康保険条例及び豊川市母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例

(豊川市国民健康保険条例の一部改正)

第1条 豊川市国民健康保険条例(昭和36年豊川市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第32条第1項第3号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「女子」を「女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子」に改める。

(豊川市母子家庭等医療費支給条例の一部改正)

第2条 豊川市母子家庭等医療費支給条例(昭和53年豊川市条例第36号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

豊川市母子・父子家庭医療費支給条例

第2条第1項中「母子家庭等医療費」を「母子・父子家庭医療費」に改め、同項第1号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子で、18歳以下の児童を現に扶養しているもの(以下「父子家庭の父」という。)

第2条第1項第4号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同条第2項第1号中「母子家庭等医療費」を「母子・父

子家庭医療費」に改める。

第2条の2第3項中「母子家庭等医療費」を「母子・父子家庭医療費」に改める。

第3条第1項中「母子家庭等医療費受給者証」を「母子・父子家庭医療費受給者証」に改める。

第4条の見出しを「（母子・父子家庭医療費の支給）」に改め、同条第1項及び第4項中「母子家庭等医療費」を「母子・父子家庭医療費」に改める。

第6条から第9条までの規定中「母子家庭等医療費」を「母子・父子家庭医療費」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成26年10月1日前にこの条例による改正前の豊川市母子家庭等医療費支給条例第3条の規定により交付された母子家庭等医療費受給者証のうち同日以後に有効期間が満了するものについては、当該有効期間の満了の日までの間は、この条例による改正後の豊川市母子・父子家庭医療費支給条例第3条の規定により交付された母子・父子家庭医療費受給者証とみなす。

（豊川市子ども医療費支給条例の一部改正）

- 3 豊川市子ども医療費支給条例（昭和48年豊川市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「豊川市母子家庭等医療費支給条例」を「豊川市母子・父子家庭医療費支給条例」に、「母子家庭等医療費」を「母子・父子家庭医療費」に改める。

（豊川市精神障害者医療費支給条例の一部改正）

- 4 豊川市精神障害者医療費支給条例（平成8年豊川市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号中「豊川市母子家庭等医療費支給条例」を「豊川市母子・父子家庭医療費支給条例」に改める。

理 由

この案を提出するのは、母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要があるからである。